

佐賀市社会福祉協議会自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、多数の佐賀市民が集まる行事においてその参加者等が突然の心肺停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、その主催者に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定める。

（貸出対象者）

第2条 AEDの貸出対象者は、次条に規定する貸出対象行事の主催者とする。
2 救急救命講習の受講者及び医療等従事者を会場に配置することを推奨する。

（貸出対象行事）

第3条 貸し出し可能な行事の範囲は次のとおりとする。
（1） 佐賀市民を主な対象として佐賀市内で開催される各種イベント、スポーツ行事等のうち、営利を目的としないもの。
（2） その他、佐賀市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が必要と認めるイベント等。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、対象イベント等の開催される期間及びその前後の期間とし、最長7日以内とする。ただし、貸出が重複しない場合で、会長が認める場合はこの限りではない。

（経費負担）

第5条 AEDの貸出料は無料とする。
2 貸出期間中におけるAEDの運搬等に要する経費は、貸出を受けた者の負担とする。

（申請手続）

第6条 AEDの貸出を希望する団体の代表者は、貸出を受けようとする日の3ヶ月前から10日前の日までに、様式第1号により会長に申し込まなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請があったときは貸出の可否を審査し、貸出の承諾・不承諾を決定し、当該申込者に通知する。

3 前条の審査・決定により承諾を受けたものは、記載されている留意事項を遵守すること。

(貸出中の維持管理)

第7条 貸出を受けた団体は、AEDを常に良好な状態で保管しなければならない。

2 貸出を受けた団体は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。

3 貸出を受けた団体は、AEDを処分又は目的以外に使用してはならない。

(損害の賠償)

第8条 貸出を受けた団体の責めに帰すべき理由により、故障、破損、紛失した場合は、様式第2号により会長に報告するとともに、当該団体の負担においてこれを補償、又は修理するものとする。

(返還)

第9条 会長は、次の各号に該当すると認めたときは、貸出したAEDを返還させるものとする。

(1) 貸出を受けた者が、AEDを使用しなくなったとき。

(2) 貸出を受けた者が、この要綱に定める事項を守らなかったとき。

(3) その他、会長が特に必要と認めたとき。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。